

事業者  
の皆様へ



# 事業系ごみは 事業者の責任で 処理しましょう!

※事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条 第1項(事業者の責務)】

- 古紙・廃プラスチック類はクリーンセンターへ搬入できません。
- 事業系ごみは、町内のごみステーションに出すことはできません。

ごみ減量と資源化にご協力を!

春日井市

R100

古紙配合率100%再生紙使用

# 産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分

## 事業活動に伴って出る廃棄物

区 分	産業廃棄物 (種類と主なもの)	事業系一般廃棄物
あらゆる事業活動に伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●燃 え 殻…石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ</li> <li>●汚 泥…排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で生じた泥状のもの</li> <li>●廃 油…動植物性油・鉱物性油・潤滑油・洗浄用油</li> <li>●廃 酸…酸性の廃液</li> <li>●廃 アルカリ…アルカリ性の廃液</li> <li>●廃プラスチック類…下記をご覧ください</li> <li>●ゴ ム く ず…天然ゴムくず</li> <li>●金 属 く ず…鉄くず、非鉄金属くず</li> <li>●ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず</li> <li>●鉱 さ い…製鉄所の炉等から出る残さい</li> <li>●が れ き 類…工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片</li> <li>●ダ ス ト 類…工場の排ガスを処理して得られるばいじん</li> </ul>	<p>産業廃棄物以外のものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●紙 く ず…包装紙、事務用紙など</li> <li>●木 く ず…梱包材など</li> <li>●繊維くず…廃ウエス（布）など</li> <li>●そ の 他…厨房残さ（調理くず）、草・剪定枝<sup>※1</sup>など</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 草・剪定枝は、市外の民間施設で堆肥化できませんので、詳しくはごみ減量推進課へご連絡ください。</p> </div>
特定の事業活動に伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紙 く ず…紙製造業、製本業、印刷物加工業に係るもの</li> <li>●木 く ず…木材製造業に係るもの及び建設業において工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの</li> <li>●織 維 く ず…繊維工業に係るもの</li> <li>●動植物性残さ…食品製造業において原料として使用した動植物に係るもの</li> <li>●動物系固形不要物…と畜場等から生じた動物に係るもの</li> <li>●家 畜 ふ ん 尿…畜産農業に係るもの</li> <li>●家 畜 の 死 体…畜産農業に係るもの</li> </ul>	<p>店舗や工場から出る食品廃棄物は<b>食品リサイクル法</b>に基づいて</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 発生を抑制する</li> <li>2 再利用する</li> <li>3 熱回収する</li> <li>4 減量する</li> </ol> <p>以上の順序で再生利用等の取組みをお願いします。</p>
	<p>●上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの …有害汚泥のコンクリート固形化物など</p>	

### 廃プラスチック類

事業所から排出される**すべてのプラスチック類**（ポリ袋・PPバンド・発泡スチロールなども含みます）は、**産業廃棄物**に該当するため、クリーンセンターへ搬入できません。

（例）コンビニエンスストアから排出される**缶、びん、ペットボトル**は**産業廃棄物**です。

## ■ 廃棄物の処理方法

### 産業廃棄物の処理方法

**産業廃棄物はクリーンセンターへ搬入できません。**

- 産業廃棄物処理業者（県知事の許可）に委託をし、適正に処理をしてください。
- 資源化できるものは可能な限りリサイクルしてください。

産業廃棄物処理業者、再資源化業者に関するお問い合わせ先

一般社団法人 愛知県産業資源循環協会 TEL052-332-0346

ホームページアドレス <http://www.aisankyoku.com/>

### 事業系一般廃棄物の処理方法

**資源化できるもの（古紙等）はクリーンセンターへ搬入できません。**

#### ■ 古紙等の資源化できるもの

- 一般廃棄物収集運搬業者に、ごみの収集を委託している場合は、その業者にご相談ください。

又は

- 古紙回収業者（次ページ表1参照）にご相談ください。  
シュレッダー古紙や機密文書もリサイクルできます。

#### ■ 資源化できないもの

- 一般廃棄物収集運搬業者（次ページ表2参照）に収集を委託する。

又は

- 事業者自身がクリーンセンターへ直接搬入する。  
（処理手数料がかかります）  
事前にクリーンセンターに電話をしてください。（下図参照）

※古紙等とは、新聞、雑誌、ダンボール、OA用紙などをいいます。

**クリーンセンター** 春日井市神屋町1番地2  
TEL0568-88-0247



搬入時間 ● 月～金曜日：午前8時30分～正午 午後1時～午後4時 ● 土曜日：午前8時30分～午前11時30分  
（年末年始、祝日は除く）



## 古紙回収業者 (令和3年1月1日現在)

(表1)

会社名	所在地	電話番号
(有) 太田商店	春日井市出川町2036-1	51-3021
(有) 春日井紙料	春日井市花長町2-9-9	31-7326
(株) 春日井宮崎	春日井市追進町2-33	33-5388
河村商事(株)	春日井市御幸町3-3-7	31-8455
名古屋紙業(株)	春日井市如意申町7-3-4	31-5468

会社名	所在地	電話番号
福田三商(株)	春日井市金ヶ口町3011-15	84-4121
(株) 富士商行	春日井市桃山町3-191	82-0789
(株) マツダ	春日井市高山町1-20-12	31-7306
(株) マツヤ商事	春日井市勝川町2-3-13	31-6004
水谷製紙原料(株)	春日井市稲口町3-1-18	32-3467

## 一般廃棄物収集運搬業者 (令和3年1月1日現在)

(表2)

会社名	所在地	電話番号
大和エネルギー(株)	春日井市瑞穂通6丁目17-1	37-0010
三和清掃(株)	小牧市大字本庄2613-114	79-2740
フジエイ(有)	春日井市上田楽町1873	84-5151
(有) 浅井商店	春日井市御幸町1-5-1	32-7110
(株) 長田清掃	春日井市勝川町1-5-11	33-5251
(株) 岩田清掃	春日井市鳥居松町4-32	84-3114
(株) クリーンサービス	春日井市庄名町1011-38	51-1185
(株) フィルテック	岐阜県可児市広見1-47	(0574)62-2121
(有) ムツミ	春日井市大泉寺町217-59	84-7438
(有) 藤井金属	春日井市桃山町3069-3	84-1164
(有) 春日井紙料	春日井市花長町2-9-9	31-7326
(有) 芳村商店	春日井市東野新町2-9-7	84-2587
(株) エムケイ	犬山市佐ヶ瀬3-33	69-0016
(株) エコロダイワ	小牧市中央3-37	(052)775-5589

会社名	所在地	電話番号
(株) 三原興業	小牧市大字大草字久捨2989	79-6765
(有) ケーアイ	北名古屋市沖村権現5	24-0279
名環サービス(株)	春日井市出川町2-31-2	51-7272
サンユー工業(株)	春日井市八田町7-1-13	89-0821
(有) 毎日リサイクル	春日井市長塚町1-72	35-2255
(株) 名晃	岐阜県安八郡安八町東結1092-1	(0584)62-3411
(株) 海部清掃	あま市西今宿平割二6	(052)441-5353
(株) 富士商行	春日井市桃山町3-191	82-0789
春日井運輸(株)	春日井市篠木町7-6-7	81-7126
(有) 野の山	春日井市牛山町字十三塚2510-5	33-2818
(株) 環境衛生	春日井市知多町1-46	32-7575
尾張衛生保繕(株)	春日井市出川町4-11-10	51-1729
(株) サン春日井	春日井市上条町1-79	83-4757



### 産業廃棄物のお問い合わせ先

愛知県環境部資源循環推進課 TEL **052-961-2111** (代表)

### 事業系一般廃棄物のお問い合わせ先

春日井市環境部ごみ減量推進課 TEL **0568-85-6222** (直通)